

一般社団法人横浜みなとみらい21コンプライアンス推進委員会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「一般社団法人横浜みなとみらい21コンプライアンス推進規程」（以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、一般社団法人横浜みなとみらい21コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

（委員会の構成等）

第3条 委員会の構成は以下の者とする。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事
- (3) 総務部長
- (4) 総務課長
- (5) 企画調整部長

2 前項に規定する者のほか、委員長が必要と認めた場合、指定する外部有識者を委員もしくはオブザーバーとして加えることができる。

3 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（委員会の職務）

第4条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) コンプライアンスに関する制度及び体制の整備に関すること
- (2) コンプライアンスに関する制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合調整に関すること
- (3) コンプライアンスに関する制度に基づく対応及び処理に関すること
- (4) コンプライアンスに関する制度の啓発に関すること
- (5) その他、推進委員会が必要と認める事項

（委員会の開催）

第5条 1年に1回のほか、委員長が必要であると認めるときは、適宜、開催するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2021年3月1日から施行する。